（目的）

第１条　この規約は、伊勢原市公共施設利用予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、伊勢原市（以下「市」といいます。）が設置する公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

（利用規約への同意）

第２条　本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

（用語の定義）

第３条　この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

(1) 施設	本システムにより使用申込み等手続を行う対象となる施設として別表に掲げるものをいいます。
(2) 指定管理者	地方自治法第２４４条の２第３項の規定により施設の管理を行わせるものとして市が指定した者をいいます。
(3) 利用者	本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
(4) 利用者アカウント	本システムの利用者登録情報をいいます。
(5) 利用者番号	利用者を一意に識別する番号をいいます。
(6) パスワード	本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
(7) コールセンター	利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機関をいいます。
(8) 利用申込等手続	利用の申込、取消等をいいます。
(9) サービス提供事業者	本システムの提供を委託された株式会社ＨＡＲＰをいいます。

（利用者登録の申請）

第４条　本システムの利用を希望する個人又は団体は、使用する施設の窓口へ本人（団体の場合は代表者又は連絡者本人）を確認できる書類等（運転免許証、学生証、個人番号カードなど）を提示の上、伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書（以下「利用者登録申請書」といいます。）を提出するものとします。ただし、個人登録については、本システム内で個人番号カードでの本人確認をすることで、本システムからの利用登録申請を認めることとします。

（利用者アカウントの本登録等）

第５条　市又は指定管理者は、施設の窓口において、前条により提出のあった利用者登録申請書の申請内容について確認を行い、公共施設利用予約システム利用者登録書（以下「利用者登録書」といいます。）を発行するとともに、利用者登録申請書の申請内容を本システムに登録します。

２　利用者が施設を利用する際は、次の各号に従うものとします。

(1) 利用者が施設を利用するときは、必ず本人確認を窓口で行ってください。なお、利用日当日の本人確認方法は施設ごとに定めるものとします。

(2) 利用者アカウントは、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、利用者アカウントは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

（利用者番号並びにパスワードの利用及び管理）

第６条　利用者は、本システムの利用に当たっては、利用者番号及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

２　本システムを利用するための利用者番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

(1) 利用者番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等で照会することはありません。

(4) パスワードを忘失した場合は、本システムによりパスワードの再発行を行ってください。再発行ができない場合は、利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。

３　市及び指定管理者は、利用者番号及びパスワードにより行われた利用申込等手続については、本人により行われたものとみなします。

（利用者登録の変更）

第７条　利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく施設の窓口に変更内容が確認できる書類等（学生証、運転免許証、個人番号カードなど）を提示の上、登録申請書を提出するものとします。

（利用者登録の期間）

第８条　利用者登録の申請がされ、市又は指定管理者が本システムに登録した日を登録日とし、登録日から５年間を有効期間とします。

２　本システムの利用が５年間ない場合は、利用者登録を削除します。

（利用者登録の抹消）

第９条　利用者は、利用者登録の削除を希望するときは、施設の窓口に利用者登録申請書を提出するものとします。利用者から削除の申し出があったときは、市又は指定管理者は利用者登録を削除します。

２　市及び指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を削除するものとします。

(1) 利用者が虚偽の申請をした場合

(2) 利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合

(3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能と認めた場合

(4) その他利用者として不適当と認めた場合

（利用方法）

第１０条　本システムによる利用申込み等手続の具体的な方法については、市が別に定めるものとします。

（利用時間）

第１１条　本システムの利用時間は、次のとおりとします。なお、定期の保守・点検を行うため、本システムの一部又は全部を停止する場合は、本システムのお知らせ欄で事前にお知らせします。ただし、緊急を要する場合は、予告なしに本システムの一部又は全部を停止することがあります。

(1) 利用申込等手続　　原則２４時間（ただし、抽選申込みや予約申込みの受付開始初日については、原則午前５時から。）

(2) 空き状況の照会　　原則２４時間

（利用上の問い合わせ先）

第１２条　本システムの利用上の問い合わせは、コールセンターにおいて次のとおり対応します。

(1) 電話による対応　９時から１７時まで

電話番号　　０１２０－３２６－３５７

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く平日のみの対応とします。

(2) Ｗｅｂフォームによる対応　　原則として２４時間受付

本システムのトップページ

（https://s-yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/isehara/public/contact.html）

（利用環境）

第１３条　利用者は、e-kanagawa 施設予約サービスポータルサイト（https://s-yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal_kanagawa.html）に示す動作環境で本システムを利用するものとします。

（抽選申込件数の制限）

第１４条　利用者が１箇月に抽選申込みできる件数は、使用する施設が定める件数を上限とします。

（予約変更・取消の受付期限）

第１５条　本システムでは、利用者からの予約取消ができる受付期限を設けています。

２　利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約変更・取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出るものとします。

３　市及び指定管理者は、前項の場合及び利用者が予約変更・取消を行わずに施設を利用しなかった場合は、システムの利用を制限することがあります。

（障害時の措置）

第１６条　本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターに連絡してください。

（禁止事項）

第１７条　本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

(1) 本システムを利用申込等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。

(2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。

(3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。

(5) 他人の利用者番号及びパスワードを不正に使用すること。

(6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

（禁止事項に対する防御措置）

第１８条　市は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

（免責事項）

第１９条　市及び指定管理者は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

２　市は、本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

（著作権）

第２０条　本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

（本システムへのリンク）

第２１条　本システムへのリンクは、トップページ（https://s-yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/isehara）に設定してください。

なお、ページの構成変更等によりURLが変更されることがあります。

（個人情報の保護）

第２２条　市及び指定管理者は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいた保護及び適正管理を行います。また、収集した個人情報は、法令の要請に基づくものを除き、目的外の利用及び第三者への提供は行いません。

２　サービス提供事業者は、個人情報保護関連法令及び委託契約において定める個人情報の守秘義務等を遵守し、サービス提供に当たります。

（準拠法及び管轄）

第２３条　この規約は日本法に準拠するものとします。

２　本システムの利用又はこの規約に関して利用者と市の間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（利用規約の変更）

第２４条　市は、必要があると認めるときは、利用者へ事前に通知することなく、この規約を変更することができるものとします。

２　利用者は、利用の都度、この規約を確認するものとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附則

この規約は、平成１８年１０月１日から施行します。
この規約は、平成２２年４月１日から施行します。
この規約は、平成２５年３月１日から施行します。
この規約は、平成２６年３月１日から施行します。
この規約は、平成２７年４月１日から施行します。
この規約は、平成２７年６月５日から施行します。
この規約は、平成２８年１月１日から施行します。
この規約は、平成２９年４月１日から施行します。
この規約は、平成３０年６月２６日から施行します。
この規約は、平成３１年１月１日から施行します。
この規約は、平成３１年４月１日から施行します。
この規約は、令和３年４月１日から施行します。
この規約は、令和４年２月１日から施行します。
この規約は、令和８年３月１日から施行します。

別表１（第３条関係）

施設名	位置
伊勢原市立中央公民館	伊勢原市東大竹一丁目２１番地の１
伊勢原市立大山公民館	伊勢原市大山３０３番地の１
伊勢原市立高部屋公民館	伊勢原市西富岡１１４３番地の１
伊勢原市立比々多公民館	伊勢原市坪ノ内３０７番地
伊勢原市立成瀬公民館	伊勢原市高森１８４０番地の２
伊勢原市立大田公民館	伊勢原市下谷１４７４番地の１
伊勢原市立伊勢原南公民館	伊勢原市東大竹８５４番地
伊勢原市行政センター体育館	伊勢原市田中３１６番地の１
伊勢原市行政センター弓道場	伊勢原市田中３１６番地の１
伊勢原市民文化会館	伊勢原市田中３４８番地
伊勢原市立武道館	伊勢原市伊勢原三丁目１７番３０号
伊勢原市体育館	伊勢原市西富岡３２０番地
いせはらサンシャインスタジアム	伊勢原市西富岡３２０番地
チャンピオンすずかわ野球場	伊勢原市鈴川３３番地
市ノ坪公園テニスコート	伊勢原市鈴川８番地
チャンピオンすずかわテニスコート	伊勢原市鈴川３３番地
東富岡公園テニスコート	伊勢原市東富岡９９８番地の５
伊勢原市総合運動公園自由広場	伊勢原市西富岡３２０番地
市ノ坪公園自由広場	伊勢原市鈴川８番地
コミュニティ防災センター	伊勢原市下谷１４９１番地
伊勢原市立伊勢原小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市伊勢原四丁目１番１号
伊勢原市立大山小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市大山２０９番地
伊勢原市立高部屋小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市西富岡１０９０番地の１
伊勢原市立比々多小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市神戸５２１番地の１
伊勢原市立成瀬小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市高森１４８１番地の３
伊勢原市立大田小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市下谷１４７１番地の１
伊勢原市立桜台小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市桜台四丁目１６番１号
伊勢原市立緑台小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市高森４８２番地
伊勢原市立竹園小学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市岡崎６６１１番地の１
伊勢原市立石田小学校屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明設備	伊勢原市石田１１６８番地の１
伊勢原市立山王中学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市上粕屋８０４番地の２
伊勢原市立成瀬中学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市高森二丁目２２番１号
伊勢原市立伊勢原中学校屋内運動場及び屋外運動場	伊勢原市桜台四丁目２番１号
伊勢原市立中沢中学校屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明設備	伊勢原市下糟屋２３１番地の１
伊勢原市立石田小学校特別教室	伊勢原市石田１１６８番地の１
伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場	伊勢原市神戸８番地１
伊勢原市こどもスポーツ広場	伊勢原市神戸１２０番地
伊勢原市大田すこやかスポーツ広場	伊勢原市下谷１４７５番地の１